

「ピリプロキシフェン」、「ミルベメクチン」及び「インドキサカルブ」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

### 1. 経緯

平成17年10月21日付けで農薬取締法に基づく登録に係る申請があつた旨の連絡のあった「ピリプロキシフェン」及び「ミルベメクチン」、平成17年7月11日に登録に係る申請があり平成17年10月31日に関連資料の提出があつた旨農林水産省より連絡のあった「インドキサカルブ」について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

### 2. 各品目の概要

#### (1) ピリプロキシフェン

本薬は、殺虫剤であり、平成17年10月現在、なす、きゅうりなどに登録がある。今回新たに茶への適用が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における毒性評価は、許容一日摂取量 (ADI) として、0.1mg/kg/日が設定されており、かんきつ類などに国際基準が設定されている。諸外国では米国、EU 諸国等において登録されている。

#### (2) ミルベメクチン

本薬は、殺虫剤であり、平成17年10月現在、かんしょ、トマトなどに登録がある。今回新たに大豆、えだまめ等への適用が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていないが、ニュージーランド、韓国等において登録されている。

#### (3) インドキサカルブ

本薬は、オキサダイアジン系殺虫剤であり、わが国では登録はなく、残留基準は設定されていない。今回、キャベツ、はくさい、だいこん等への適用を目的として新たに農薬登録が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。諸外国においては、米国、カナダ、オーストラリア等において登録されている。

なお、本剤は光学異性体の S 体と R 体からなり、その比は 3 : 1 であるが、別にインドキサカルブ MP (S 体 : R 体 = 1 : 1) が 2001 年に農薬登録されている。

### 3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「ピリプロキシフェン」、「ミルベメクチン」及び「インドキサカルブ」の食品中の残留基準設定について検討する。